

入所に関する書類等一式

社 会 福 祉 法 人 鶯 園

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム清和

認知症対応型老人共同生活介護・介護予防認知症対応型老人共同生活介護

重要事項説明書

<令和 3年 12月 20 日現在>

1 事業主体の概要

事業者の名称	鶯園
法人所在地	岡山県津山市瓜生原337-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 小林 和彦
電話番号	0868-26-3118

2 ご利用施設

事業所の名称	グループホーム清和 1棟
施設の所在地	岡山県加賀郡吉備中央町西1682-3
管理者名	中山 淳子
電話番号	0866-55-9177
FAX番号	0866-55-9178
開設年月日	平成19年6月1日

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

事業所の管理者や従事者が、要介護及び、要支援2で認知症状態にある高齢者に対し、可能な限り自立を目指し、必要に応じた援助サービスを行うことを目的とする。

(2) 運営方針

豊かな自然にふれあいながら、共同生活をする上で様々な役割分担を通じて利用者同士に親しい関係が育つとともに、認知症の進行を遅らすことが出来、利用者1人1人の自立又は、人間性の回復を目指します。そのことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう目指します。

(3) サービスの特徴

地域との結びつきを重視し、関係保険者、居宅支援介護事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

建物	構造	木造 1階建て
	延べ床面積	244.54㎡
	利用定員	9 人

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人当たりの床面積
1人部屋	9室	9.93㎡	9.93㎡

(3) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	1人当たりの床面積
居室	9室	9.93㎡	9.93㎡
食堂兼居間	1室	106.83㎡	17.81㎡
一般浴室・脱衣場	1室	4.97㎡	
便所	3ヶ所		

5 職員の体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格等
		常勤		非常勤				
		専従	兼任	専従	兼任			
管理者	1		1			1	1	介護福祉士・ 介護支援専門員
計画作成担当者	1		1			1	1	介護福祉士
介護職員	6	5		0.6		5.6	3 : 1	介護福祉士等

当施設では、サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算

職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇等
管理者	1棟2棟の管理者を兼務します	原則4週8休
介護職員	日勤（8：00～17：00）	原則4週8休
	遅出（9：00～18：00）	
	夜勤（16：00～明朝9：00）	雇用契約に基づく

7 サービスの内容

(1) 法定給付サービス（介護保険料で賄われるサービス）

種類	内容等
食事介助	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は、出来るだけ利用者に役割を持っていただき、時差に配慮し行います。 ・食事は、出来るだけ利用者の好きな時間帯で食堂で食べていただけるように配慮します。
排泄介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います ・オムツを使用する方に対しては、必要に応じて交換を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、毎日の入浴又は清拭を行います。
離床、更衣	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう、配慮します。
整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう、配慮します。 ・シーツ交換、寝具の消毒は利用者に合わせて随時行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・急変時、入院時等必要な場合には主治医或いは協力医療機関と連携し、適切な対応に留意するとともに、責任を持って引き継ぎます ・医療を必要とすると施設が判断した場合は、原則として当施設の指定する医療機関において診療や治療、もしくは入院の指示を受けていただきますが、これを義務づけるものではありません。なお、指定医療機関以外の病院への受診を希望される場合、または独自の判断で受診する場合においては原則、ご家族で対応していただきます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及びそのご家族からの如何なる相談についても誠意を持って応じ、可能な限りの必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 管理者 中山 淳子</p>

(2) 法定給付外サービス（実費ご負担いただくサービス）

サービスの種別	内 容
食材料費	・利用者の嗜好を取り入れた献立とし、新鮮な食材を提供します。
理美容代	・希望者を理美容院にお連れします。

8 利用者負担金 お支払いいただく利用負担金は次の通りです。

- ・サービスが介護保険の適用を受ける場合、介護報酬告示上の額に負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をお支払いいただきます

(1) 法定給付サービス（利用負担金 1割から3割のいずれか）

介護度	1日当たり サービス費 (10割)	1か月(30日) 利用者負担金 (1割)の場合	1か月(30日) 利用者負担金 (2割)の場合	1か月(30日) 利用者負担金 (3割)の場合
要支援2	7,450円	22,350円	44,700円	67,050円
要介護1	7,490円	22,470円	44,940円	67,410円
要介護2	7,840円	23,520円	47,040円	70,560円
要介護3	8,080円	24,240円	48,480円	72,720円
要介護4	8,240円	24,720円	49,440円	74,160円
要介護5	8,400円	25,200円	50,400円	75,600円

◎体制加算（当事業所の体制により、以下の料金が法定給付サービス費に加算されます。）

医療連携体制加算（Ⅰ）	1,170円/月（39円/日）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	90円/月（3円/日）
口腔衛生管理体制加算	30円/月（月に1回）
栄養スクリーニング加算	5円/月（半年に1回）
サービス体制強化加算（Ⅲ）	180円/月（6円/月）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の1000分の111
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位数の1000分の23

◎個別加算（当事業所の体制により、以下の料金が法定給付サービス費に加算されます。）

初期加算	30円/日	入居から30日間及び30日を超える入院後の退院日から30日間
入退院支援加算	246円/日	入院の際、法定給付サービス費は掛かりませんが、入院の翌日から6日間（月をまたがる場合は最大12日間）

- ・保険料の滞納などにより、上記の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額（10割）をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(2) 法定給付外サービス分

種 類	利 用 者 負 担 金
食材料費	1日 1,000円
管 理 費	(居室費、管理費) 1日 1,600円
おむつ代	実費 (お持ちいただいても構いません)
理美容代	実費 (ご家族でお連れしても構いません)
日常生活に要する費用で 本人の負担となるもの	要した費用の実費

※管理費に付きましては、入院・外泊時にも徴収させていただきます。

(3) 利用者負担金のお支払い方法

①利用料

事業者は、当月の利用者負担金（介護保険負担分＋食材料費＋管理費）の明細を伏して、翌月末迄に利用者に請求します。

利用者は翌々月15日までに次のいずれかの方法により支払います。

現金払い

自動引き落とし

金融機関振り込み ※手数料は利用者の負担となります。

(振り込み口座)

中国銀行津山東支店 普通 No, 1597661

(口座名義人) 社会福祉法人千寿福社会 グループホーム清和 理事長 小林和彦

②その他の日常生活費

入所時にプール金として2万円お預かりし、施設で管理させていただき、(退所時に全額返還いたします。) その中から日常生活に要する費用(理美容代、医療費、おしめ代等)を支払います。月末に当月要した費用を合計し、翌月その金額をプール金にご返却いただきます。

(4) 領収書の発行

事業者は①の支払いを利用者から受けたときは、領収書を発行します。

②の使用明細書及び、領収書は原則3ヶ月毎にご家族に送付します。

(5) その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後5年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	毎日9時～17時
サービス提供記録の複写物の交付	複写に関しては、実費相当額をご負担いただきます。

(6) 外部評価実施状況

評価機関による評価の実施状況	実施日	令和1年 11月 19日
	評価機関名称	有限会社 アウルメディカルサービス
	基本情報リンク先	http://www.kaijokomoku-shik.co.jp/33/index.php?section_kaihoku_detail_2018_022_kaitrue&hiracou04c33080006-00&are04c33080006-0002

9 施設サービス計画が作成されるまでの間も日常生活が滞りなく送れるように適切に各種介護サービスを提供します。

10 契約を終了する時は、利用者負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。契約終了日までに居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から現に居室が明け渡された日までの所定の利用料金をお支払いいただきます。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム清和消防計画」に則り対応を行います				
近隣との協力関係	身体障害者療護施設 吉備高原清和荘と近隣防災協定を締結し、非常時の相互支援を約束しています。				
平常時の訓練等	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム清和消防計画」に則り、年2回日中及び夜間を想定した訓練を利用者も参加して行います。				
防災設備	設備名称	個数等		設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり		防火扉・シャッター	なし
	非常階段	なし		消火器	あり
	自動火災報知器	あり		非常通報装置	なし
	誘導灯	2ヶ所		漏電火災報知器	なし
	ガス漏れ報知器	なし		非常用電源	なし
	カーテン、布団等は防災性能のある物を使用しています。				

12 協力医療機関

医療機関の名称	吉備高原ルミエール病院
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町宮地3336-15番地
診療科	内科, 消化器科, 神経内科, リハビリテーション科, 歯科
入院設備	有
救急指定の有無	無

※吉備高原ルミエール病院は救急設備が限られておりますので、生命に危険が及ぶ状態に陥った場合において人工呼吸器の装着を含む高度な医療行為を望まれる方の入院は出来ません。

1 3 相談窓口、苦情受付

★サービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応いたします。

当該事業所窓口	受付責任者	管理者 中山 淳子
ご利用相談／苦情受付	ご利用時間	毎日 9：00～ 17：00
	ご利用方法	電話 0866-55-9177 面接～上記の時間にお越し下さい

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます

吉備中央町役場 福祉課	所在地	加賀郡吉備中央町豊野 1-2
	電話番号	0866-54-1317
	対応時間	平日 8：30～17：15
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町 17番 5号
	電話番号	086-223-8811
	FAX	086-223-9109
	苦情相談・介護	110番ホームページ
岡山県社会福祉協議会	所在地	岡山市石関町 2-1
	電話番号	0862-26-3511
	FAX	0862-27-3566
	対応時間	平日 8：00～16：00

1 4 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った措置について記録します。

利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 5 サービスご利用上の留意事項

施設に入居されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。

②故意、又は重大な過失により、施設、設備、備品を破損したり汚したりした場合には利用者の自己負担により修復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。

③屋外の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。飲酒については、利用者の状況を勘案して対応します。

④面会について

時間について規定は設けておりませんが、他の利用者の迷惑にならないようご配慮下さい。また、来られた際は面会簿に記入をお願いいたします。なお、食品の持ち込みについては賞味期限内に食べきれぬ量を考慮して下さい。また管理の都合上、ご家族が食品を持って来られたときは、ご本人にお渡しになる前に必ず介護職員にその旨お伝えください。

⑤外出・外泊について

食事を欠食する外出・外泊の場合は食材、薬の準備の都合上、4日前までには電話FAX或いは口頭にてお申し出ください。

⑥宗教、思想の自由は尊重いたしますが、施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などは行う事が出来ません。

⑦利用者が入院及び外泊した際は、施設内で支給されている日用消耗品は、支給されません。また、入院及び外泊している際の衣類の洗濯に関しても、基本的にご家族にしてください。または入院された病院内のサービスを利用してください。

⑧利用者本人が管理する現金等貴重品の管理責任は利用者にあるものとし、紛失された場合の責任は一切負いかねます。

⑨居室内での個人的な動物の飼育及び持ち込みは禁止します。

1 6 身体拘束の禁止

利用者又は他の入居者の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合には隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限させていただく事があります。（このような対処を行う場合には、利用者若しくはご家族に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明いたします。）

1 7 虐待の防止

サービスの提供にあたって、当事業所の職員の利用者への虐待を禁止するとともに、万一、虐待があった場合に於いてはご家族への報告、市町村への通報を行うとともに、各種法令、当該事業所の定める規則に則って厳正な処分を行います。また、養護する者の虐待を知り得た場合には関係機関に速やかに通報及び連絡いたします。

1 8 運営推進会議の設置

サービスの提供にあたっては、利用者及び利用者の家族、町職員又は地域包括支援センター職員、及び学識経験者、地域住民の代表で構成される運営推進会議（以下、会議という）を設置し、概ね2か月に1回以上開催する会議に対し、活動状況等を報告、評価を受けるとともに、構成員からの助言、要望を聞き、業務の改善に繋がります。

1 9 重度化した場合における対応および看取りに関する指針

(1) 急性期における医師や医療機関との連携体制

- ①協力医療機関 吉備高原ルミエール病院（以下、協力病院という）への4週間に1回の定期受診の他、週1回の正看護師の訪問による健康管理、24時間連絡体制を継続的に行うことにより、利用者の身体状況把握、体調管理を行います。
- ②利用者に、体調の急変が発生した場合には、協力病院への連絡、または受診により適切な対応を行います。また、入院を伴う医療処置を行う事が必要とされる状態になった時には、速やかにご家族に連絡をし、ご意向を伺ったうえ、協力病院または利用者、ご家族が希望される専門医療機関への入院調整をいたします。

③医療連携体制の整備に関する介護報酬の加算

状態区分	介護報酬	自己負担金
要介護1～5	39単位/日	約40円/日

(2) 入院期間中における管理費、食費の取り扱い

入院期間中における管理費につきましては、定額での請求になります。食費につきましては、欠食分として請求致しません。

管理費	定額の請求	1600円/日
食費	提供分の請求	1000円/日

(3) 看取りに関する指針

グループホーム清和における看取りに関する考え方

- ①看取り介護とは、慢性疾患や老化が進行し心身が衰弱し終末期の状態にある方に対し、その身体的・精神的苦痛を出来る限り緩和し、死に至るまでの期間、可能な範囲において本人なりに納得し安心して生活が継続する事を目的として援助する事であり本人の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心を込めて行なうことです。
- ②利用者が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断された場合に、医師・看護師の協力のもと、可能な限り介護の対応を行います。
- ③病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族等が本人の症状を見て病院への搬送等を希望された場合には、速やかに搬送します。
- ④協力病院の医師によりグループホームに居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合は、速やかに協力病院への入院を調整します。

(4) 終末期の援助方法

- ①利用者が安心して静かに過ごせるよう可能な限り、環境を整えます。
- ②食欲不振の場合は、利用者の嗜好に合わせた食事を提供します。
- ③経口摂取（水分・食事）が出来なくなった場合は、無理な介助はせず、可能な限り利用者の希望に沿う介助を行います。
- ④身体的苦痛に対しては、マッサージや体位変換等、適切に対応します。
- ⑤精神的苦痛に対しては、手を握る・身体を摩る・寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声掛けによるコミュニケーション等、適切に対応します。
- ⑥利用者の負担を軽減する為に、プライバシーに配慮した上で、可能な限り複数にて清拭・更衣・排泄介助を行います。
- ⑦介護スタッフによる頻回な訪室を心掛けます。

(5) ご本人及びご家族との意思確認の方法

グループホーム清和は、新たにご入居を受け入れる際に、上記について管理者から利用者のご家族に対して説明を行います。また、終末期に至った場合の介護方法について説明を行いグループホームにおける看取り介護の対応を希望するかその意志を確認します。状態の変化があればその都度、ご家族に連絡をとり、管理者または医師・看護師から説明を行い、グループホームでの看取り介護の継続を希望するか意思確認を行います。

【説明確認】

サービス契約の締結に当たり、別紙重要事項を交付し、説明し、サービス提供開始の同意を得ました。

	所在地	加賀郡吉備中央町西 1 6 8 2 - 3
事業者	事業者名	社会福祉法人千寿福祉会 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム清和 1 棟
	説明者	管理者 中山 淳子 印

サービス契約の締結に当たり、別紙重要事項の説明を受け、重要事項説明書の内容について承諾し、サービスの提供開始に同意しました。

重要事項説明書を受領しました。

利用者	住 所	_____
	氏 名	_____ 印

必要に応じて個人情報に関係機関に情報提供することに同意します。

利用者	住 所	_____
	氏 名	_____ 印
	代筆者	_____ (続柄)

身元引受人 もしくは 家族代表	住 所	_____
	氏 名	_____ 印

身元引受人になることの承諾書

- (1) 身元引受人は利用者 藤原 弘（以下、利用者という）の認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム清和入居に関する説明を受け、サービスの提供を受けることに同意する。
- (2) 身元引受人は、利用者のグループホーム清和を利用する事に係る経済的な債務については、利用者と連帯してその債務の履行義務を負うものとする。そのため利用者による利用料等の適正な支払いがなされていないとグループホーム清和が判断した場合、身元引受人に対し、次の極度額の支払いを求めることがあります。また、利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理、費用負担や当施設と協力、連携すること、また退居後の利用者の受け入れ先を確保する等の責任を負うものとする。

極度額	金 600,000円
-----	------------

- (3) 身元引受人は利用者が医療機関に入院する場合やグループホーム清和から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力、連携して退居後の利用者様の受け入れ先を確保するなどの責任を負うものとする。
- (4) 身元引受人は重要事項説明書 17 に説明する運営推進会議にグループホーム清和から依頼があった場合、家族の代表者として参加する。なお、やむを得ない事情により参加できない場合には、代理の者を立てるなど最大限の努力を行うものとする。
- (5) 利用者が入所中死亡した場合においては、そのご遺体や遺留金品の引き取り等を身元引受人の責任において処理する。また、入所契約が終了した後、当施設に残された金品を利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人の責任において、これを引き取るものとする。
- (6) 身元引受人が上記（2）～（5）を遵守できないと事業者が判断した場合または、身元引受人としての責務を全うできない何らかの事由が生じた場合には、新たな身元引受人を立てるものとする。

私は、上記の各号における説明を受け、身元引受人の役割を十分理解した上で家族の代表として身元引受人としての責務を全うします。

令和 年 月 日

身元引受人 住 所 _____
となる者

氏 名 _____ 印 _____

利用者との続柄 _____

グループホーム清和管理者殿

緊急時の対応に関する覚書

グループホームに入所中に呼吸停止等の重篤な状態に陥った場合において、医学的に回復の見込みがないと医師が診断した場合の私に対する医療行為、延命治療については以下のように対応してください。

(※自分が望む項目に押印する事)

	人工呼吸器の装着を含む、可能な限りの積極的な医療行為を望みます。
	薬物範囲（酸素、点滴、血管確保等）での治療を望みます。
	いかなる延命措置も望みません。

令和 年 月 日

上記の事項に関し私の意志に相違ありません。

利用者氏名

印

本人の意思を尊重し上記の事項に関し、同意致します。

身元引受人氏名

印

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

サービス利用契約書

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを利用するにあつては、重要事項説明および重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

第1条(契約の目的)

社会福祉千寿福社会（以下事業所という）は、福本可都子様（以下、利用者という）に介護保険法令の趣旨に従って、利用者が認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム清和（以下、施設という）において、その有する能力にじ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

第2条(契約期間)

この契約は、令和6年5月16日から始まり、利用者は、第10条から第13条に基づく契約の解約又は終了がない限り、この契約に定めるところに従い施設が提供するサービスを利用できるものとします。

第3条(サービス計画の作成・変更)

- 1 施設の計画作成担当者は、利用者のための「認知症対応型共同生活介護サービス計画」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画」（以下、「サービス計画」という。）を作成します。
- 2 計画作成担当者は、利用者の入居後、速やかに「サービス計画」の作成に着手します。
- 3 計画作成者は、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護従事者と協議のうえ、サービス計画案を作ります。
- 4 計画作成担当者は、「サービス計画」の作成後においても、事業所の他の従業員と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画変更案を作成します。
- 5 利用者は、計画作成担当者に対し、いつでも「サービス計画」の内容を変更するよう申し込めることができます。その場合、計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し、できる限り利用者の希望に添うように「サービス計画」を変更します。
- 6 計画作成担当者は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、利用者及びその家族に対し、その内容を説明し同意を得ます。

第4条(サービスの内容及びその提供)

- 1 事業者は、「重要事項説明書」に記載した施設に提供するサービスのうち、入居後作成する「サービス計画書」に沿ってサービスを提供します。

- 2 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。
ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとしま

第5条(身体的拘束その他行動制限)

- 1 事業者は、利用者又は他の入居者等の生命もしくは身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動制限の概内容、見込まれる期間について十分説明します。

第6条(緊急時の対応)

事業者は、利用者の病変の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

第7条(秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この秘守義務は、契約終了も同様です。
- 2 事業者は、利用者に往診又は通院させる場合には、該当病院又は診療所の医師又は歯科医に対し、利用者の診療状況に関する情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

第8条(賠償責任)

- 1 事業者は、サービス提供中に事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたって事業者の責任と認められる事由によって利用者の生・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第9条(利用者負担金及びその変更)

- 1 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場関係法令に従って改正後の利用者負担金が適応されます。その際には、事業者は利用者名に名します。

- 2 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、併せてそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 3 事業者が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1ヵ月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

第10条(利用者負担金の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービス提供を拒むことはありません。

第11条(契約の終了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定が、自立(非該当)又は要支援1と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
- (4) 利用者が共同生活を営むことが困難となったとき

第12条(利用者の解約権)

- 1 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。
ただし、利用者の病変の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - (3) 事業者が破産申立をしたとき

第13条(利用者の入院に係る取り扱い)

- 1 利用者が病院等に入院した場合、入院した翌日から2ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入居できるものとします。
- 2 前項における入院期間中において、利用者は別に定める料金体制に基づいた所定の利用料を事業者を支払うものとします。

第14条(事業者の解約権)

事業者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。この場合、文書により1ヵ月以上の予告期間を設けるものとします。
- 2 利用者が連続して2ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合。
- 3 利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなくこのサービス利用契約の目的を達することが困難となった場合。
 - (1) 利用者の行動が、他利用者又は事業者の使用する者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
 - (2) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする恐れが極めて大きく、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
 - (3) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

第15条(退所の援助)

契約の解除又は終了により、利用者が当該施設を退所することになった場合は、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者又はその他の保健医療サービスもしくは福祉サービス提供者と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第16条(苦情処理)

- 1 事業所は、利用者からの認知症対応型共同生活介護サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第17条(代理人)

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第18条(裁判官軸)

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する栽培遺書を管轄裁判所とするに合意します。

第19条(契約外事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第20条(協議事項)

この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、
1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

<事業所>

事業者名 社会福祉法人千寿福社会

認知症対応型共同生活介護事

グループホーム清和

代表者氏名 理事長 小

